別表四　記載要領

1　この表は、普通法人（法人税法第２条第９号に規定する普通法人をいう。）が中間申告（法第21条第１項の規定による申告書の提出をいう。以下この号において同じ。）又は中間申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該課税事業年度開始の日から法第21条第１項に規定する６月経過日（次号において「６月経過日」という。）の前日までの期間の月数を記載すること。

3　「修正・更正・決定の年月日」の欄は、６月経過日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条の規定による決定をいう。）の通知のあった日を記載すること。

4　「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のうち２以上の場合に該当する場合には、当該２以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）を記載すること。

⑴　前課税事業年度に法第16条第９項の規定の適用がある場合　前課税事業年度の別表二付表二「７の計」の金額

⑵　前課税事業年度の基準法人税額（法第10条に規定する基準法人税額をいう。以下この号において同じ。）に租税特別措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合　前課税事業年度の法人税法施行規則別表六（九）付表「32」及び「37」、別表六（十）付表「29」及び「34」並びに別表六（十二）付表二「19」及び「24」の金額に100分の４を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額

⑶　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第17条の４の２第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額に100分の４を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額

⑷　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第４項の規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額に100分の４を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額

⑸　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第62条第１項、第62条の３第１項若しくは第９項若しくは第63条第１項の規定又は令附則第２条第１項に規定する旧賃借資産税額加算規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額に100分の４を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条に後段として次のように加える。

この場合において、別表十九及び別表十九の二の各表の書式に地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）別表三及び防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）別表四の各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記するときに限り、国税庁長官は、併せて当該別表十九及び別表十九の二の各表の用紙の大きさを日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）Ａ列四番とすることができる。